

中小企業支援策の要点と税理士に期待する役割

新型コロナウイルス感染症は、戦後の国際社会がこれまでに経験したことのない、未曾有の危機です。また、この危機の前から、我が国は人口減少や少子高齢化などの極めて困難な構造的な課題にも直面しており、中小企業・小規模事業者の経営環境は非常に厳しい状況にあると認識しています。

こうした中、経済産業省としては、



経済産業事務次官

安藤久佳

企業・小規模事業者の方々が事業を継続できるよう、資金繰り対策による事業継続と感染拡大防止への対応との両立に万全を期してまいります。

一方、感染症の影響が長期化する中、既に足下で廃業が過去最多となるペースで増加しており、今後は倒産が増加することも懸念されています。危機的状況に追い込まれてようやく対応する

のではなく、可能な限り手前のステージで「新たな日常」に対応することも重要だと考えています。このため、ポストコロナにおける中小企業・小規模事業者の生産性の向上を実現するべく、あらゆる施策を総合的に進めます。

第一に、後継者問題に悩まされている企業が黒字廃業することなく、価値ある事業を存続さ

せ、地域の貴重な技術や人材などの経営資源を守るため、M&Aを含む事業承継の促進を支援します。具体的には、

M&A実施後のリスクに備える税制措置を創設し、設備投資や雇用確保を促進する税制措置と一体で講じること

で経営資源の集約化を後押しします。また、事業引継ぎ支援センターを通じたマッチング支援や、事業引継ぎ時の専門家活

用費用、その後の経営革新への補助を充実させます。加えて、次期通常国会において、一定の補助金や金融支援について、中小企業だけでなく中堅企業への成長途上にある企業を支援対象に追加する法改正を検討してまいります。

第二に、「新たな日常」に対応可能なビジネスモデルへの転換や事業再構築、生産性向上といった前向きな投資への挑戦を支援します。具体的には、規模拡大、新分野展開、業態転換等を支援する「事業再構築補助金」を新たに創設します。また、ものづくり補助金や持続化補助金、IT導入補助金を引き続き措置することで、中小企業・小規模事業者が、コロナ禍の中で果敢に投資を進めることを支援します。

これらの施策を、中小企業・小規模事業者の隅々にまで行き渡らせるためには、日頃から経営課題などを熟知している税理士をはじめとする専門家の皆様からの働きかけが重要です。

新型コロナウイルス感染症というこれまでにない危機を乗り越え、新たな時代への一步を踏み出すため、経済産業省としても、税理士をはじめとする専門家の皆様との連携を強化し、中小企業・小規模事業者の成長・発展に引き続き全力で取り組んでまいります。

事業や雇用を守り抜くとの決意の下、持続化給付金や家賃支援給付金、実質無利子・無担保融資などのこれまでにない思い切った措置を実行しています。これらの措置について、日頃から税理士の皆様による支援を受けていた事業者は円滑に申請を行えたとの声も伺っており、この場を借りて御礼申し上げます。今後、経済産業省としては、中小